

隠 監 第 9 号
令和 4 年 8 月 3 0 日

隠岐の島町長

池 田 高 世 偉 様

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘



同 米 澤 壽 重



令和 3 年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により令和 4 年 8 月 1 日付隠総第 1 1 7 号にて審査に付された令和 3 年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、地方自治法第 241 条第 5 項の規定による「基金の運用状況の審査」、財政健全化法第 3 条第 1 項の規定による「普通会計の財政健全化審査」を実施したので報告いたします。

令和3年度隠岐の島町一般会計・特別会計 歳入歳出決算の審査意見

第1 審査の概要

1、審査の対象

令和3年度における会計管理者所属の下記に掲げる一般会計ほか特別会計の全12会計の決算を対象とした。

(1) 一般会計

(2) 特別会計

- ①国民健康保険事業勘定特別会計
- ②国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計
- ③国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計
- ④国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計
- ⑤下水道事業特別会計
- ⑥駐車場事業特別会計
- ⑦訪問看護事業特別会計
- ⑧布施へき地診療施設事業特別会計
- ⑨五箇へき地診療施設事業特別会計
- ⑩中財産区特別会計
- ⑪後期高齢者医療保険事業特別会計

2、審査の期間

令和4年8月1日から同年8月29日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

8月 1日（月）
8月 2日（火）
8月 3日（水）
8月25日（木）
8月26日（金）
8月29日（月） 以上6日間

なお、期間中の8月2日は、別途監査依頼された上水道事業会計の決算審査を中心に行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額についての調書を提出依頼し収入未済額と、その内容を確認し、また予算現額と収入済額との差額の発生理由や前年度決算における収入未済額と調定額との整合性について調査及び担当職員の聴取を行った。

歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業についての調書を提出依頼するとともに、時間外手当の状況、一般会計から特別会計への繰出金や基金の状況についても調査及び担当職員の聴取を行った。

第2 審査の結果

1、 決算計数について

審査に付された一般会計及び特別会計の「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りの無いものと認められた。

2、財政状況について

(1) 一般会計について

令和3年度の一般会計の予算規模は191億5,547万1千円で、決算規模は

歳 入 180億1,675万円

歳 出 176億9,465万4千円

差 引 3億2,209万6千円 であつた。

令和3年度の決算の特徴は、2か年続きの豪雨災害にかかる災害復旧費、前年に引き続きコロナ対策関連経費の発生、また繰越明許費事業件数の増という例年にない予算編成を行った結果の決算といえる。町長をはじめとする職員のご尽力に感謝をまずもって申し上げる。

また、財源不足に対応するための財政調整基金と減債基金の繰入を行わずに決算をしたことは例年にない財政状況であったと伺える。ちなみに前年度は3億4,757万2千円の繰入を行ったうえでの実質収支額2億4,399万3千円であった。

「別表① 一般会計決算額年度比較」(資料p1)は、当該年度と繰越明許費の予算額と決算額の前年度との比較表である。表・3の年度比較、及び表・4の対前年度伸び率のとおり、繰越明許費は大幅な増額であったが、現年度分の減額が大きかったため、予算規模では16億8,989万4千円8.1%の減となり、決算規模も歳入では18億2,741万2千円9.2%、歳出でも18億6,116万1千円9.5%それぞれ減となった。

この対前年度比の減の主な要因は、新型コロナウイルス感染症対策関連経費(特別定額給付金事業)の減、投資的事業では災害復旧事業費は増となったものの役場庁舎などの大規模事業の終了によるものである。

結果、歳入歳出の差引額(形式収支額)3億2,209万6千円から翌年度へ繰越すべき財源(繰越明許費)7,181万7千円を差し引いた2億5,027万9千円が実質収支額である。うち地方自治法第233条の2の規定により1億3,000万円を基金に積み立てることから、翌年度への繰越金は1億2,027万9千円となっている。

(参照:「歳入歳出決算付属書類」p73 令和3年度実質収支に関する調書)

歳入・歳出予算額に対するそれぞれの収入率及び支出執行率の状況は「別表①」の表・1の合計欄のとおり、収入率は94.1%、執行率は92.4%で、前年度数値(収入率95.2%、執行率93.8%)より低かった。

収入率は100.0%に近いのが良く、100.0%を超せば余剰金が発生することになり、一方、執行率は低いほど財源に余裕がでてくる反面、低すぎると予算編成上に問題があり、健全な自治体の適正な実質収支比率(標準財政規模に対する実質収支額の率)の数値範囲は3~5%と財政の一般論で言われている。

本町のR3年度地方財政状況調査(普通会計)の実質収支比率は2.89%となっている。(一般会計の試算数値は2.88%)

本町の標準財政規模86億9,411万8千円の場合には実質収支額は2億6,082

万 3 千円から 4 億 3,470 万 6 千円の範囲と試算し、収入率 100%の場合の執行率の適正な数値は 98.6%から 97.7%と推計した。

実質収支額、率については概ね適正な金額、率の範囲といえるのだが、収入率の適正数値 100%に対して 94.1%、執行率の適正数値 98.6%から 97.7%に対して 92.4%とそれぞれ低い結果となったのは繰越明許費の影響もあるが、予算編成上の課題もあると判断している。

なお、翌年度への繰越明許費を仮に 100%執行した場合の試算数値では、収入率は 99.1%、執行率は 97.8%と辛うじて適正な数値範囲になる。

歳入・歳出の款別の予算と決算状況及び収入率、執行率は「別表③一般会計決算状況」(資料 p 3～)をご覧ください。

歳入では国庫支出金、県支出金、地方債など特定財源科目の予算額との差が大きく、収入率を引き下げている。

歳出の不用額は全科目において相当な金額があり、特に農林水産業費、土木費及び災害復旧費では執行率が 90%にも満たない状況であった。

節区分においては 3 節の職員手当等と 27 節の繰出金の不用額が目についた。職員手当を含む人件費(給料、手当、共済費)は 25 の事業で予算計上されており、その予算不用額は総額で 39 百万円余りであった。

(2) 特別会計について

令和 3 年度の特別会計は、「別表②特別会計の決算状況」(資料 p2)に示すとおり、全会計の単純合計金額だが歳入決算総額 44 億 9,687 万 9 千円、歳出決算総額は 44 億 2,310 万 7 千円となり、全会計において黒字決算となった。

なお、駐車場事業特別会計と中財産区特別会計を除く特別会計には、一般会計からの繰入金があり、その総額は 9 億 471 万 9 千円と前年度より 4,059 万 2 千円の減額であった。

コロナ感染関連で診療報酬の収入が伸びた五箇、都万診療所会計の繰入金の減額が大きな要因であり、他に国保会計や後期高齢者医療会計などへの繰入金も減額であった。

各関連法で規定され地方財政計画によって一般会計で負担すべき経費と定められた繰出基準による公債費や人件費に充当される繰出金が大半で、赤字補填財源の繰出金はないとの財政サイドの分析である。

第3 審査意見

1、予算執行率等について

前述の「第2-2 財政状況について」で述べたとおり、予算に対する収入率94.1%、支出執行率92.4%と、それぞれの率は低いと判断し、この要因を調査した結果、繰越明許費の低率による影響と予算編成上の課題とがあることが明らかになった。

まず繰越明許費の件だが、「別表⑤ 繰越明許費の決算状況」(資料p17)で繰越明許費の予算と決算額の動向を調査したものである。2年続けて被災した災害復旧事業費などで繰越時に予定していた事業内容の見直しなどで事業費が1億4,750万4千円と予算不用額が発生している。繰越明許費は事業年度に増減額の予算補正ができないことから、こうしたことが起こりえるが、収入となる財源の決算状況も事業費の減に伴い国・県補助金や地方債も減額となった。この中には国・県補助金の収入年度の誤算と会計事務処理(収入科目)の誤りともいえる事業があったことも判明し、6,679万2千円を繰越財源以上に当該年度の財源から補填する事態となった。

また、ここ数年の決算において、繰越事業の件数の増、並びに町道や林道整備事業など、繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものである。

繰越事業の影響は、当初予算計上事業でも、事業の発注時期がだんだん遅れてくるなど、繰越事務の労力だけでなく起債や地方交付税の関係などで財政面にも影響を及ぼすことから注意を要するものと思われる。

歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、詳細な内容調査までできなかったが、調定額変更と予算額との連動が見受けられず、年度中途の変更に対して適正な補正予算が編成されていないことが見受けられた。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替など適宜対応すべき事項であると判断している。

また、歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうことになるので、今後の予算編成において十分留意いただきたい。

今年度の決算では、人件費や繰出金の不用額が特に目立ち、少額でもコロナ関

連などで事業中止となった予算の整理がなされていないものが気になったところである。

2、税等の滞納処理について

収入未済額の概要は、次のとおりである。なお、詳細は「別表④ 収入未済額一覧表」(資料 p 5～)をご覧ください。

なお、決算審査をする中で、昨年度と同様に本年度も収入未済額について次の3件の特異な事例があったので、決算数値を説明する前にご了解いただきたい。

- ① 一般会計の決算書の収入未済額は8億334万1千円と例年になく多額であるが、このうち翌年度へ繰越事業となった(繰越明許費等)財源の国・県支出金の調定をしたものの年度内に収入が無かったもの7億5,220万2千円を含んでいる。

同様に、繰越事業が発生した下水道会計も5,138万円ある。

町民の滞納額の実態(実質収入未済額)を調査するうえでは、これらの収入未済額は差し引いて処理する。

- ② 同じく一般会計で、諸収入の生活保護費返還金における調定額は、返還金に履行期限を設けその属する年度で調定しているため、決算書上の収入未済額と実際の収入未済額(返還金未済額総額)とは異なっている。

決算書の収入未済額(現年、過年分の計) 429万6千円)

台帳上の収入未済額 600万4千円

差 額 170万8千円

この差額は、決算書の収入未済額に加算処理を行う。

- ③ 国保、後期高齢者医療の保険料の収入未済額には、調定減額後に行う還付すべき金額が未処理(還付未済額)のまま含まれていて、実際の収入未済額とは異なっている。この還付未済額は収入未済額に加算処理する。

国保料の還付未済額 7万1千円

後期高齢者医療保険料の還付未済額 9万5千円

(単位:千円)

会 計	決算書の 収入未済額	(△)うち繰越 明許費等財源	(+) 調整分	実質収入未済 額(滞納額)
一般会計 (資料 p 12)	803,341	752,202	生保返還金 1,708	52,847
国保会計 (資料 p 13)	21,822		還付未済額 71	21,893
下水会計 (資料 p 15)	53,366	51,380	0	1,986
後期高齢者 医療会計 (資料 p 16)	584	0	還付未済額 95	679
合 計	879,113	803,582	1,874	77,405

税等の滞納額と決算書上の収入未済額との違いがあることは、前述のとおりであり、精査の結果、町税など住民から徴収すべき収入未済額は、全会計で7,740万5千円と試算している。これに別途監査報告を行う上水道会計の水道料等の収入未済額5,614万7千円を加えると合計で1億3,355万2千円にもなる。

収納については、徴収対策本部を中心にした職員の努力によって滞納分の徴収率が向上し、滞納総額が前年度の試算金額1億6,185万3千円より2,830万1千円減少したことを評価するものである。

私債権の取り扱いについては、令和2年7月施行の債権管理条例等によって事務的な制度が整い徴収成果が現れてきたことを認めるものである。

不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われているおり、前年度に私債権の整理を行ったことから、不納欠損額は下表のとおり減少した。

前年度より大幅に減少したものの676万1千円もの債権を放棄したことは事実であり、今後も公平公正な徴収業務を行うため、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うことに心掛けていただきたい。また、滞納者の状況は数人の大口滞納者の金額が相当なウェートを占めていることや、新規の滞納者が発生していることが調査で判った。より一層、徴収業務に努力するよう望むものである。

(単位：千円)

会 計	R3 不納欠損額	R2 不納欠損額
一般会計	3,409	22,304
国保会計	2,740	1,938
下水会計	216	203
後期高齢者医療会計	396	209
合 計	6,761	24,654

収入未済額の処理についての意見を付け加える。

冒頭、決算計数で述べた①の国県支出金の収入未済額の件についてであるが、現年度における補助金交付決定通知による収入調定と国の予算枠により複数年度にわたる収入額の把握は困難と推察され、この件の予算措置については収入調定事務のミスとは判断しなかったが、特に繰越明許費の財源となる金額の決算処理の取り扱い、調定事務の対応については検討の余地があると考えている。

②の生活保護費の返還金の履行期限と調定との件、及び③の国保料などの調定減に伴う還付未済額が収入未済額に相殺されている件については調定事務が誤っているとは断定できないが、現行手法でよいのかどうか今後の課題として財政担当課とともに検討願いたい。

3、財政の健全化等について

地方交付税の町村合併にともなう特例措置が無くなり推移を注視していたところだが、普通交付税(64 億 7,397 万 8 千円)は前年度比で 1 億 8,826 万 6 千円増額、特別交付税(9 億 681 万 9 千円)も 1 億 3,338 万 7 千円の増額と前年度比で 4.6%の伸びとなった。

経常的一般財源の約 3/4 を占め、今年度収入総額の 35.9%を占める普通交付税の動向は、町の財政状況を左右するものである。

この増額によって生じた財源をもとに、3 年度末の補正予算専決処分において財政調整基金、地域振興基金の繰入額をゼロとする財源組み換えを行っている。

一方、歳出では前年度に増加に転じた公債費は、町村合併後の多額な起債の償還終了に伴い一時的に 4.2%減の 22 億 5,834 万 1 千円であった。

今後、公債費は大規模事業で借り入れた起債の償還が始まり、2 か年続きの豪

雨災害、収束を見ないコロナ禍と予測しない財政負担が生じるなど、ますます厳しい財政状況が予測される。

真に住民のためとなる多種多様な行政施策を展開するために、財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたい。

(1) 基金について

目的基金の地域振興基金は平成 29 年度以降、毎年度 1 億円超を取り崩していたが、前述のとおり、今年度の決算額は繰入金ゼロであった。

当初予算等で町の総合戦略重点項目の財源に充当されていたものだが、一般財源の確保により繰入を取りやめたものである。

基金事業として位置づけられた事業の財源としているならば、事業費の減額等による財源の補正はあっても基金繰入金で対応し、一方、余剰財源は基金に積み立てればよかったと考えているが、予算編成について検討願いたい。

また、ふるさと応援基金は竹島関連調査費、福祉の充実、教育関係事業などに 1,348 万 9 千円を繰り入れて活用された。一方、寄付金を財源にして 4,414 万 1 千円を積み立てることができた。

寄付者の意向を尊重し、有効活用を望むものである。

財政調整基金と減債基金は、当初予算では合わせて 4 億 6,924 万 6 千円を繰入れた予算編成をしていたものの、年度末には財源確保によって決算額はゼロとなった。

基金運用益(預金利息)の積み立てのほか、公共施設整備基金に 1 億 8,316 万 1 千円、予算積立金とは別に令和 2 年度決算の剰余金の積立金を減債基金に 1 億 3,000 万円していることもあり、普通会計の年度末の基金総額は、前年度より 3 億 8,718 万 3 千円増の 50 億 6,570 万 3 千円となった。

(参照：「歳入歳出決算付属書類」 p 140 4. 基金)

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものである。

(2) 一般会計から特別会計への繰出金について

公営企業会計の上水道事業を含め、公営企業会計法の法非適用の下水道事業、

また診療所会計を含む国民健康保険、後期高齢者医療事業など繰出基準に基づく繰出金は国の地方財政対策によって地方交付税等で財源措置されている。

一方、町の政策方針に基づく基準外繰出金であるが、財政分析上では赤字補填の繰出金は無いとのことであるが、今後も特別会計の運営・経営状況を適正に判断し安易な繰出金の支出には留意いただきたい。

以上、令和３年度一般会計、特別会計の決算審査の報告をいたします。

令和４年８月３０日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘



同 米澤壽重



令和3年度隠岐の島町基金運用状況の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

地方自治法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査は、特定の目的のために定額の資金を運用する次の基金について審査を行った。

- (1) 用品調達基金
- (2) 土地開発基金

2、審査の期間

令和3年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

基金の設置目的に沿った運用がなされているかどうか、定額資金の一年度間の増減異動状況について審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された基金の運用状況は表のとおりであり、それぞれの関係書帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められた。

(1) 用品調達基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
現金	978	19,723	19,860	841
物品	22	19,860	19,723	159
計	1,000	—	—	1,000

(2) 土地開発基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
現 金	115,052	10,880	0	125,932
土 地	166,260	0	10,880	155,380
計	281,312	10,880	10,880	281,312

2、意見

(1) 用品調達基金

用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に設置された基金。今後も施行規則を順守した運用に心掛けていただきたい。

(2) 土地開発基金

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置された基金であるが、将来の基金の需要額を見据え、今後のあり方について検討をいただきたい。

以上、令和3年度隠岐の島町基金運用状況の審査の報告をいたします。

令和4年8月30日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘

同 米澤壽重

令和3年度隠岐の島町財政健全化の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第3条の規定により提出された、令和3年度普通会計における健全化判断比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和3年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四項目について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された健全化判断比率は表のとおりであり、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隠岐の島町比率	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	13.58%	
②連結実質赤字比率	—	18.58%	
③実質公債費比率	10.4%	25.00%	
④将来負担比率	124.4%	350.00%	

2、意見

①実質赤字比率、及び②連結実質赤字比率は、黒字決算であり問題はない。

③実質公債費比率 10.4%は、前年度数値の 9.8%より 0.6 ポイント上昇しているが、問題となる数値ではない。

④ 将来負担比率 124.4%は、前年度数値の 131.8%より 7.4 ポイント下降しており、問題となる数値ではない。

よって是正改善を要する事項はありません。

以上、令和3年度隠岐の島町財政健全化の審査の報告をいたします。

令和4年8月30日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘



同 米澤壽重

